

【別紙1】

教育課程実践検証協力校事業実施要項

令和2年11月30日

国立教育政策研究所長決定

1 趣 旨

教育課程実践検証協力校事業（以下「事業」という。）は、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等（以下「学校」という。）において、児童生徒が学習に取り組む様子の観察等を通じて、学習指導上の様々な実践を客観的に検証することや全国的な学力調査等と学習の実現状況を相補的に捉えることにより、教育課程の基準の改善充実等に必要となる情報の収集等を行うことを目的とする。

2 協力校の決定及び情報の収集等

- (1) 国立教育政策研究所（以下「研究所」という。）は、地域、学校規模及びICT環境等を考慮し、上記の趣旨に該当する学校を選定し、「教育課程実践検証協力校」（以下「協力校」という。）として、情報の収集等への協力を依頼する。
- (2) 研究所は、協力校の種類・区分を設け、参観及びその他の方法により下記の情報を収集する。
 - ① 学習指導に関する協力校の様々な実践（単元等や1単位時間の授業の展開、指導方法、教材の工夫等）に関する情報
 - ② 全国的な学力調査等の結果に基づく分析若しくは指導改善に向けた助言又は調査問題の開発のために必要な情報
 - ③ ICTを利用した教育データの測定、分析及び活用の状況に関する情報
- (3) 原則として協力を依頼する期間は1年間とする。また、協力校の数は年度ごとに予算の範囲内で決定するものとする。

3 協力校からの資料提供

- (1) 協力校においては、設定された種類・区分に応じ、学習の実現状況を把握するための参考資料、学習指導における指導案、教育データの測定・分析のために開発した成果物等の資料を研究所に提供するものとする。
- (2) 協力校は、資料提供の際、児童生徒の個人情報について適正に取り扱わなければならない。

4 事業の運営体制

- (1) 研究所は、別に定めるところにより「教育課程実践検証協力校事業に関する運営委員会」を設置し、協力校の選定、事業の進捗管理及び成果の把握等を行う。
- (2) 研究所は、事業で得た成果について、書籍、インターネットその他の媒体に公表するほか、それらを国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。

5 その他

- (1) 研究所は、協力校における情報の収集等への協力に伴う経費は原則として支出しない。ただし、研究所が適当と認める経費については、予算の範囲内で支出するものとする。
- (2) 研究所及び協力校は、オンラインシステムの利用にあたり、情報漏洩を防ぐ等、適正に取り扱うものとする。

附 則

この実施要項は、令和2年12月1日から施行する。